



福島県土木部

記者発表資料 1枚

令和7年12月5日
都市計画課

県南都市計画に係る公聴会を開催します

- 県では、県南都市計画道路を変更するに当たり、広く住民の皆様から意見を聴くため、都市計画公聴会を開催します。
- 都市計画公聴会は、都市計画の素案の作成段階で、住民の公開の場で意見陳述の機会を確保するという趣旨により開催するものです。
- 公聴会において意見を述べたい方は、下記4により公述の申出を行っていただく必要があります。傍聴を希望する場合は、直接会場にお越し下さい。
- なお、公述人の申し出が無い場合は、都市計画の素案の概要と今後の手続きを説明します。

- 1 開催日時 令和8年1月16日（金）18時から
- 2 場 所 福島県白河市道場小路96-5 白河市立図書館 中会議室
- 3 対象案件 県南都市計画道路を変更する案【福島県決定案件】
(3・3・115号 白河西郷線)
- 4 公述の申出
 - (1) 公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限ります。
 - (2) 公述人になろうとする者は、令和7年12月19日（金）までに、住所、氏名、意見を述べようとする理由並びに意見の要旨を記載した公述人申出書を、居住する市町村又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して下さい。
 - (3) 公述申出の内容に同様の意見がある場合などは、公述人を選定する場合があります。
- 5 素案の閲覧 素案については、令和7年12月5日（金）から令和7年12月19日（金）まで、福島県土木部都市計画課、福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課又は白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町若しくは塙町の都市計画担当課で閲覧できます。

【問い合わせ先】

土木部 都市計画課 副課長兼主任主査 緑川 正樹

電話：024-521-7866（内線3651） FAX：024-521-7956